

チャンネルプラス+ 利用規約

第1条 (本規約の適用)

本規約は、株式会社池田ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます）が提供する「チャンネルプラス+」（以下「本サービス」といいます）の利用に関し、

当社と利用者（以下「加入者」といいます）の間に適用されるものとします。

なお、本サービスは、次の両区域において、当社が提供主体として運営するものとします。

- (1) 当社が直接提供するサービス提供区域（以下「当社エリア」）
- (2) 当社が指定管理者として提供するサービス提供区域（以下「ケーブルテレビ三好エリア」）

第2条 (サービスの内容)

1. 本サービスでは、スポーツ、映画、ドラマ、音楽、アニメ、ドキュメンタリー等、地上波放送では視聴できない多彩なジャンルの専門チャンネルを提供します。
2. 本サービスは、当社のケーブルテレビ網を利用し、パススルー方式により多チャンネル放送を提供するものです。
3. 本サービスの利用は、当社エリアおよびケーブルテレビ三好エリアにおける当社ケーブルテレビ加入者を対象とします。
4. 本サービスは、対応テレビ等で直接受信できる方式で提供されるため、セットトップボックス（STB）の設置は不要です。
5. 加入者宅内に設置された配線設備やテレビ機器の仕様により、視聴できない場合があります。
6. 番組編成は、当社または番組供給事業者の都合により変更される場合があります。

第3条 (利用台数)

1. 基本料金月額 1,980 円（税込）にて、テレビ 2 台まで視聴が可能です。
2. 3 台目以降は、1 台あたり月額 990 円（税込）の追加料金で利用できます。
3. 視聴台数に上限は設けず、加入者の申請により追加することができます。
4. 追加台数の適用は、当社が申請受付を確認した日から開始されます。

第4条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、本規約に定めるほか、当社が別途定める料金表によります。
2. 本サービスの利用開始月（加入月）については、加入月の利用料金を無料とします。
3. 加入手続時に、基本視聴台数（2 台）に加えて 3 台目以降の追加視聴を同時に申し込む場合、当該追加視聴分についても加入月無料の対象とします。
4. 契約成立後に追加で申し込む視聴台数（追加視聴）については加入月無料の対象外とし、申請受付日の属する月より追加視聴料金（月額 990 円（税込）／台）を適用します。
5. 年払いを選択した場合も、加入月無料の取り扱いは前各項と同様とします。

第5条 (申込・契約)

1. 本サービスの申込は、当社所定の申込書または Web 申込により行うものとします。
2. 契約は、当社が加入者の申込を受領し、利用開始日を設定した時点で成立します。
3. お申込みの日から起算して 8 日以内であれば、書面（電磁的記録を含みます）により、申込の撤回または契約の解除を行うことができます。
4. 加入者は、利用開始後にテレビ側での受信設定（チャンネルスキャン等）を自ら行うものとします。

第6条 (支払方法)

1. 利用料金は、当社が指定する方法により、月払いまたは年払いで支払うものとします。
2. 解約・停止が月途中であっても、料金の日割計算は行わず、当月分の料金を支払うものとします。
3. 利用料金の支払が 3 か月以上滞った場合、当社は本サービスを停止することができます。
4. 停止期間中であっても、料金の免除は行われません。

第7条 (解約)

1. 加入者は、当社所定の方法により本サービスを解約することができます。
2. 解約日は、当社が解約申請を受領した月の月末とし、日割計算は行いません。
3. 解約後は、本サービスの視聴はできません。

第8条 (設備・責任範囲)

1. 加入者宅内に設置されたテレビ、録画機器、分配器、宅内配線等は、加入者の責任において管理するものとします。
2. 当社は、宅内機器の不具合、相性、劣化等により視聴不可となった場合の責任を負いません。
3. ケーブルテレビ網の障害や保守作業等により、一時的に視聴ができなくなる場合があります。

第9条 (禁止事項)

加入者は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 本サービスを第三者へ再配信する行為
2. 不正視聴機器の使用、または視聴制限を回避する行為
3. 当社設備に過度な負荷をかける行為
4. 当社または番組提供者の著作権を侵害する行為
5. 入場料を徴収して不特定多数の者を集め、区切られたスペースで一定時間着席させて視聴させる等、劇場とみなされる形態で利用する行為
6. コピー制御により「1 回のみ録画可能」とされている番組を、許可された範囲を超えて録画またはダビングする行為
7. 番組のデジタルコピー制御の内容は、次のとおりとします。
録画---1 回のみ録画可能・録画の複製---他の媒体にダビング不可

第10条 (規約の変更)

当社は、本規約を必要に応じて変更できるものとします。

変更後の規約は、当社ホームページまたは書面にて通知します。

附則

本規約は 2026 年 1 月 1 日 より施行します。